

熊本市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例
の制定について

熊本市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準を定めるものとする。

(設備についての基準)

第2条 食品衛生検査施設の設備についての基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(職員の配置についての基準)

第3条 食品衛生検査施設の職員の配置についての基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第407号）の施行による食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正等に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。